

あなたも職場やご家庭で冷房に頼りすぎない ライフスタイルを取り入れてみませんか？

6月5日は環境の日です。これは、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」が「環境の日」を定めています。

また、6月の1か月間を「環境月間」とし、全国で様々な活動が行われています。

● 5月1日～10月31日の間、市役所ではクールビスを実施しています。

市役所では、地球温暖化防止および省エネルギー対策推進のため、職員が軽装（ノーネクタイ、ノー上着）で業務を行います。

また、冷房の運転時には、庁舎内の室温を28度とし、電気などのエネルギー使用量を減らすことにより、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

市民の皆様におかれましては、この趣旨をご理解いただくとともに、市役所へご来庁の際は、ぜひ、軽装でお越しください。

● 家庭でできるエコ活動

皆さんの小さな行動が大切です。ぜひ、ご家庭で取り組んでみましょう。

- ・室温は28度を目安にしましょう。
- ・冷蔵庫は開ける時間を最小限に。詰め込みすぎず、量を減らしましょう。
- ・家電の買い替えは省エネ家電を選びましょう。
- ・緑のカーテンや、すだれで室温を下げましょう。
- ・お出かけは涼しい恰好にしましょう。
- ・使わない機器の電源は消しましょう。

〈参考 関西広域連合HP〉

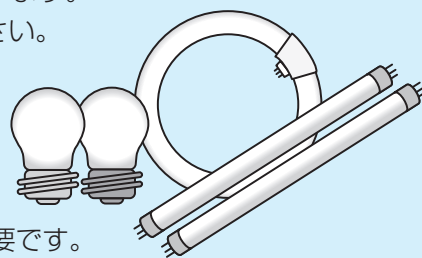


住宅LED電球等購入費の補助をしています。

一般家庭で使用するLED電球等を購入した世帯を対象に補助を実施しています。
補助を希望される場合、本人かご家族の方が環境衛生課までお越しください。

◇補助要件 ※詳しくはお問い合わせください。

- ①主たる生計維持者で、令和2年中の所得が200万円以下であること
※税務課発行の所得確認書（無料）または所得証明書が必要です。
- ②市税を完納していること ※税務課発行の完納証明書（200円）が必要です。
- ③市内店舗で購入すること（設置工事も補助対象となります。）
- ④購入する製品が、住宅用のLED照明器具（電球型、蛍光灯型、シーリングライトなど）であること
※ただし、直管型LEDライトについては、市内企業（大洋化学株式会社）の製品に限ります。（市内店舗で取り寄せが可能です。）
- ⑤対象となる製品の購入費及び設置工事費の合計額が6,000円以上であること
※申請時、レシートまたは領収証が必要となりますので、大切に保管ください。
- ⑥購入から30日以内に申請書類を提出すること
※期間内であれば、複数店舗での購入や設置が可能です。



◇補助金額 購入経費等の2分の1以内 ※上限額3万円

◇受付終了日 令和4年3月31日（木）※補助予算額に達した時点で受付終了とします。

◇問い合わせ 環境衛生課 ☎0738-23-5506